

## 明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての市民が、SOGIEにかかわらず、自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合える「ありのままがあたりまえのまち」の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの届出に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- (1) SOGIE 性的指向（恋愛感情又は性的欲求の対象となる性についての指向をいう。）、性自認（自己の性についての認識をいう。）及び性表現（服装や髪形等自己の性についての表現をいう。）の総称をいう。
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ 互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、協力し合う継続的な2人の関係をいう。

(パートナーシップ・ファミリーシップの届出)

第3条 パートナーシップ・ファミリーシップ（以下「パートナーシップ等」という。）を形成している者は、その関係にある旨を市長に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出（以下「届出」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 届出をしようとする者のいずれかが市内に住所を有していること（市内への転入を予定している場合を含む。）。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 相手方以外の者とパートナーシップ等を形成していないこと。
- (5) 届出をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(提出書類)

第4条 届出をしようとする者（以下「届出者」という。）は、市長が別に定める届出書（以下「届出書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写しその他の現住所を証する書類（届出をする日（以下「届出日」

という。)前3か月以内に発行されたものに限る。以下「住民票の写し等」という。)(市内への転入を予定している者にあつては、その事実を確認することができる書類)

(2) 個人番号カード、運転免許証その他の官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であつて届出をしようとする者の顔写真が貼付されているもの

(3) 戸籍抄本又は戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他の配偶者がいないことを証する書類(届出日前3か月以内に発行されたものに限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 届出書は、当事者双方が署名したものでなければならない。ただし、届出者の双方又は一方の署名が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

(受理証明書等の交付)

第5条 市長は、届出書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、届出者に対し、届出の事実を証明するパートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書(以下「受理証明書」という。)を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、届出者のいずれもが市内に住所を有していない場合には、市長は、受理証明書に代えて転入予定者受付票を交付するものとする。

3 前項の規定により転入予定者受付票を交付された者のうちいずれかが転入した場合においては、原則として、転入予定日から14日以内に、住民票の写し等を市長に提出するものとする。この場合において、届出者のいずれかが市内に住所を有することを確認できたときは、市長は、当該届出者から転入予定者受付票を返還させ、受理証明書を交付するものとする。

4 受理証明書(前項の規定により交付された場合を除く。)又は転入予定者受付票は、届出者双方が来庁した場合に限り交付する。ただし、届出者双方の来庁が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

(受理証明書への近親者等に関する記載)

第6条 届出者は、受理証明書に、当該届出者の双方又は一方の者と共に暮らす未成年の子ども(以下「未成年の子ども」という。)、親等の近親者その他市長が適当と認める者(以下「近親者等」という。)の氏名及び続柄(以下「氏名等」という。)の記載を希望するときは、市長に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をしようとする届出者は、子又は親等の近親者に関する届出書(以下「近親者等に関する届出書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、第4条第1項の規定により提出された書類をもって代えることができると認められる場合は、当該書類の添付を省略す

ることができる。

- (1) 住民票の写し等その他の届出者と未成年のこどもの同居の事実が確認できる書類（市内への転入を予定している者にあつては、転入及び届出者と未成年のこどもの転入後の同居の事実を確認することができる書類）（未成年のこどもに係る届出に限る。）
- (2) 戸籍抄本又は戸籍全部事項証明書その他の近親者等である事実が確認できる書類（届出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 子又は親等近親者の氏名記載に関する同意書（届出日において15歳以上の近親者等に係る届出に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、近親者等に関する届出書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、受理証明書に当該近親者等の氏名等を記載するものとする。

4 前3項の規定は、前条第1項又は第3項の規定により受理証明書の交付を受けた者（以下「交付者」という。）が受理証明書に近親者等の氏名等の記載を希望するときに準用する。

（届出内容の変更等）

第7条 交付者は、届出及び第6条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出の内容に変更があったときは、速やかに、パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出事項変更届に変更の内容を確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。この場合において、住所に変更があったときは、住民票の写し等を添えるものとする。

2 市長は、前項の規定による変更届が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、当該変更に係る事項を反映した受理証明書を交付するものとする。

（近親者等の氏名の削除）

第8条 第6条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により受理証明書に氏名等を記載された近親者等（この項の規定による申立てをする日において15歳以上の者に限る。以下この条において同じ。）は、当該受理証明書から自身の氏名等を削除するよう市長に申し立てることができる。

2 前項の規定による申立てをしようとする近親者等は、パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書からの氏名削除に関する申立書（以下「申立書」という。）に申立てをしようとする者の本人を確認できる書類を添えて、市

長に提出するものとする。

- 3 市長は、申立書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、当該近親者等の氏名等を削除するものとする。

(受理証明書の再交付)

第9条 受理証明書の再交付は、交付者が次の各号のいずれかに該当するときに限り行うものとする。

- (1) 受理証明書を紛失し、毀損し、又は汚損したとき。
- (2) その他特別の事情があると市長が認めたとき。

- 2 前項の規定により、受理証明書の再交付を受けようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書再交付申請書を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、第16条の規定により届出書が保存されている場合に限り、受理証明書を再交付するものとする。

(受理証明書の返還)

第10条 交付者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書返還届を市長に提出し、受理証明書を市長に返還しなければならない。

- (1) パートナーシップ等が解消されたとき。
- (2) 転出したとき。
- (3) 第3条第2項第3号又は第4号に該当しなくなったとき。

- 2 前項の規定により受理証明書を返還した者が希望する場合は、市長は、当該返還した者に対して、パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理事実証明書を交付するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定によりパートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書返還届の提出があった場合は、遅滞なく、当該届出を受理した旨を届出者双方に通知するものとする。

(通称名の使用)

第11条 この要綱に基づく届出その他の手続には、戸籍上の氏名と併せて通称名を使用することができる。

(協定による手続)

第12条 本市に転入した者が、本市がパートナーシップ制度に係る都市間連携に関する協定(以下「協定」という。)を締結した他の地方公共団体(以下「協定締結都市」という。)において、受理証明書に類する書類(以下「受理証明書

等類似書類」という。)の交付を受けている場合で、本市に転入後も引き続き、パートナーシップ等の関係にある旨を届出するときは、受理証明書の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者(以下「転入届出者」という。)は、届出書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 受理証明書等類似書類

(2) 住民票の写し等

3 市長は、転入届出者から前項に規定する書類の提出があった場合で、当該転入届出者が第3条第2項各号のいずれにも該当するときは、受理証明書を交付する。

4 市長は、前項の規定により受理証明書を交付したときは、協定締結都市に対し、当該受理証明書を交付した事実を通知するとともに、受理証明書等類似書類を送付するものとする。

5 本市から協定締結都市に転出した届出者(以下「転出届出者」という。)が、協定に基づく手続を行い、当該協定締結都市からその事実の通知があった場合は、第10条第1項に規定する返還に係る届出を省略することができる。

6 前各項の規定による手続は、転入届出者及び転出届出者の同意を得られた場合に限り行うことができる。

(個人情報取扱い)

第13条 市長は、届出者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切に取り扱わなければならない。

(市の施策推進)

第14条 市長は、この要綱の趣旨にのっとり、すべての市民が、SOGIEにかかわらず、安心して、ありのままに暮らすことができるまちの実現を目指した施策を行わなければならない。

(市民及び事業者への周知)

第15条 市長は、市民及び事業者が受理証明書の交付の趣旨を理解し、すべての市民が、SOGIEにかかわらず、その社会活動の中で最大限に尊重され、公平かつ適切な対応が行われるよう制度の周知に努めるとともに、アウティング(本人のSOGIEを、本人の同意なく第三者に暴露することをいう。)に関する理解の啓発に努めなければならない。

(届出書の保存期間)

第16条 市長は、届出書を30年間保存するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和2年12月23日制定)

この要綱は、令和3年1月8日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 (令和3年12月27日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 (令和4年11月30日制定)

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第13条の改正は、令和5年4月1日から施行する。